

【法令名称】中国(上海)自由貿易試験区におけるアンチマネーロンダリング及び反テロ融資作業貫徹に関する通知

【発布機関】中国人民銀行上海本部

【発布番号】銀総部発[2014]24号

【発布日】2014-02-27

【実施日】2014-02-27

【時限性】現行有効

【効力等級】地方規範性文書

【全文】

中国(上海)自由貿易試験区におけるアンチマネーロンダリング及び反テロ融資作業貫徹に関する中国人民銀行上海本部の通知

銀総部発[2014]24号

交通銀行、上海浦東発展銀行、国家開発銀行、各政策性銀行、国有商業銀行、株式制商業銀行、中国郵政貯蓄銀行上海(市)支店、上海銀行、上海農村商業銀行、その他法人銀行上海支店、上海市各村鎮銀行、上海市各外資銀行、上海市各信託会社、金融資産管理会社、財務会社、金融リース会社、自動車金融会社、マネーブローカー会社、上海市各証券会社、商品先物取引会社、基金管理会社、上海市各保険会社、保険資産管理会社、上海市各決済機関宛：

中国(上海)自由貿易試験区(以下「自由貿易試験区」という)の建設を支持し、リスクを確実に防止するために、「アンチマネーロンダリング法」などの法律法規及び中国人民銀行による中国(上海)自由貿易試験区建設への金融支持の意見に基づき、自由貿易試験区のアンチマネーロンダリング及び反テロ融資作業を貫徹すべく、以下の通り通知する。

一、アンチマネーロンダリング及び反テロ融資作業を貫徹することの重要な意義を十分に認識する

中国(上海)自由貿易試験区の設置は、中国共産党中央委員会、国務院が我が国の改革開放における新しい歴史的条件下でなした重大な決断である。中国人民銀行による中国(上海)自由貿易試験区建設への金融支持の意見において、区内金融機関及び特定非金融機関は法律法規の要求に従い、アンチマネーロンダリング、反テロ融資、反脱税などの義務を確実に履行すべきことが明確にされている。アンチマネーロンダリング及び反テロ融資作業の貫徹は、自由貿易試験区における国際化及び法治化された市場環境の育成に有利となる。アンチマネーロンダリング管理・制御措置は自由貿易試験区業務に潜在する可能性のあるマネーロンダリングリスクの適正評価と効果的な制御に有利となる。アンチマネーロンダリング監督管理のリスク警告及び間接的特性は、自由貿易試験区の経済活力を保証するという全体目標における監督管理部門の中間過程、事後における監督管理能力の向上に有利となる。各金融機関及び決済機関(以下「義務機関」という)は、アンチマネーロンダリング及び反テロ融資作業の自由貿易試験区の安定した、健全な発展に対する重要な意義を十分に認識し、各アンチマネーロンダリン

グ及び反テロ融資制度措置を全面的に実施し、開拓と革新を行い、積極的に模索し、複製可能な、普及可能な自由貿易試験区アンチマネーロンダリング作業経験の形成に努めなければならない。

二、各アンチマネーロンダリング及び反テロ融資制度措置を全面的に実施する。

(一)各義務機関は「アンチマネーロンダリング法」、「金融機関アンチマネーロンダリング規定」などの法律法規の全面的実施を徹底し、各アンチマネーロンダリング義務を厳格に履行し、自由貿易試験区業務関連の健全なアンチマネーロンダリング内部統制制度を構築し、取引先の身元識別を徹底し、大口及び疑わしい取引の報告書を規定に従い上級に報告し、取引先身元資料及び取引記録を適切に保管し、マネーロンダリング及びテロ融資のリスクを確実に防止しなければならない。

(二)各義務機関は自由貿易口座の口座別計算システムの設計と構築を行う時、アンチマネーロンダリングの要求又はモジュールを組み込むことを考慮した上で、取引双方の基本情報、口座種類、取引金額、通関書類番号、税務証明番号などの情報を正確に登録し、取引情報及び取引先情報の完全な伝達を保証し、資金のモニタリング及び分析のためシステム上のサポートを提供し、大口及び疑わしい取引の報告書の要素を抽出できるよう備えなければならない。

(三)各義務機関は自由貿易試験区の主体との業務関係構築又は業務関係存続期間において、取引先の実際の支配者又は取引の実際の受益者の識別を強化しなければならない。同時に、取引先の地域、特性、業務、業種などの要素を十分に考慮し、取引先のリスク等級を合理的に区分しなければならない。他の条件が同じである場合、自由貿易試験区の取引先リスク等級を適切に引き上げなければならない。ハイリスク等級に確定された取引先に対しては、取引先のデューディリジェンス調査手続きを強化しなければならない。

義務機関の授権部門による許可を得た場合、下記に列挙する自由貿易試験区の取引先との業務関係構築を拒否することができる。(1)取引先の身元基本情報の提供を拒否した場合。(2)マネーロンダリング、テロ融資及びその他違法犯罪活動に取引先が関係していると疑うに足る合理的な理由がある場合。(3)取引先は、アンチマネーロンダリング、反テロ融資の監督管理が充分ではない国家(地区)からの者である場合。(4)その他評価の結果、本機関のリスク管理能力では対処できないハイリスクな取引先であることが判明した場合。

(四)各義務機関は自由貿易口座及び主体に対するモニタリングと分析を強化し、自由貿易口座資金振替の背景審査を徹底し、貿易マネーロンダリングの種類と傾向の検討評価を強化しなければならない。取引先の情報、取引情報及びその他関連情報を効果的に分析した上で、マネーロンダリング及びその他違法犯罪活動の疑いが取引又は取引先にあると疑うに足る合理的な理由がある場合、手順に従い、中国アンチマネーロンダリングモニタリング分析センターに対して疑わしい取引報告書を送付すると同時に、規定に従い、疑わしい取引報告書を当

本部に送付しなければならない。

各義務機関から当本部に送られてくる疑わしい取引報告書は以下の要求を満たしたものでなければならない。(1)疑わしい取引報告書に係わる取引先及び取引情報(本行システム内の情報及び入手可能な公開情報を含む)の総合調査、収集を行っていること。(2)関係する取引及び取引先の分析、識別を行い、その結果、当該取引又は取引先はマネーロンダリング、テロ融資及びその他違法犯罪活動と関係があると判断したものであること。(3)疑わしい取引報告書を完全に記入しており、取引先のデューディリジェンス調査、疑わしい取引の調査分析などの情報を全面的に記録していること。

(五)各義務機関は自由貿易試験区革新業務マネーロンダリングリスク評価制度を構築しなければならない。義務機関アンチマネーロンダリング部門は、革新業務の設計、開発、運営の全過程に参加し、そのマネーロンダリングリスクの評価を行わなければならない。自由貿易試験区の革新業務は、アンチマネーロンダリング部門の評価を得た上で、リスクに見合った制御措置を整えてからでなければ業務を展開することはできない。

自由貿易試験区革新業務のマネーロンダリングリスク評価報告書には以下の内容が含まれていなければならない。(1)マネーロンダリングリスク評価状況。これにはリスク段階、リスク強度、マネーロンダリングが実際に発生した場合に受ける可能性のある処罰が含まれる。(2)マネーロンダリングリスク制御措置。これには各リスク段階における制御措置、制御措置によるリスクの低減程度が含まれる。(3)評価結論。

(六)各義務機関は自由貿易試験区におけるクロスボーダー業務の全過程におけるアンチマネーロンダリングリスク管理を強化し、クロスボーダー送金情報を漏れなく登録し、貿易の背景関係情報伝達の各業務段階における完全性、透明性を確保しなければならない。アンチマネーロンダリングのモニタリングリストを適宜更新し、技術的面からクロスボーダー業務モニタリングのタイムリー性を向上させなければならない。同時に、自由貿易口座と国内区外の銀行決済口座間の資金流動に対するアンチマネーロンダリングのモニタリングを徹底しなければならない。

下記に列挙する自由貿易試験区のクロスボーダー業務は義務機関アンチマネーロンダリング部門の審査を経なければならない。(1)法人、その他組織及び個人事業主の口座額が人民元 200 万元若しくは同等額の外貨、自然人の口座額が人民元 20 万元若しくは同等額の外貨以上のクロスボーダー取引。(2)取引の一方当事者又は双方がアンチマネーロンダリング及び反テロ融資の監督管理が充分ではない国家(地区)からの者である場合(3)取引の一方当事者又は双方の氏名若しくは名称は国务院の関係部門、機関及び司法機関が法により調査に協力し又はマークするよう義務機関に求めている犯罪被疑者、マネーロンダリング若しくはテロ融資者の氏名又は名称と同じである場合。(4)取引の一方当事者又は双方が過去に疑わしい取引報告書を送付されたことがある又は主管部門が公表した危険注意喚起人物の氏名又は名称と同じである場合。(5)取引の貿易背景がアンチマネーロンダリング及び反テロ融資の監督

管理が不十分である国家(地区)と関係がある場合。(6)その他ハイリスククロスボーダー業務。

三、アンチマネーロンダリング及び反テロ融資作業の実施・指導を確実に強化する

(一)各義務機関は健全な自由貿易試験区アンチマネーロンダリング管理体制を構築し、自由貿易試験区アンチマネーロンダリング内部統制制度を整備し、本機関の自由貿易試験区アンチマネーロンダリング管理の枠組みと内部統制制度を当本部に届出をしなければならない。

(二)各義務機関は高級管理職の中からアンチマネーロンダリングの責任者を明確に確定し、自由貿易試験区のアンチマネーロンダリング作業にあたる人員を十分に配置しなければならない。アンチマネーロンダリング高級管理職人員のアンチマネーロンダリング職務履行能力を確保し、その者が職務を履行できるようリソースを提供しなければならない。自由貿易試験区のアンチマネーロンダリング人員及び業務人員対象の研修を強化し、国際貿易、貿易マネーロンダリングなどの関連知識を普及させ、貿易マネーロンダリングリスクの識別・予防意識とテクニックを向上させなければならない。

(三)人民銀行と自由貿易試験区管理委員会のアンチマネーロンダリング作業交流協力体制を構築し、税関、税務、工商などの部門との情報共有を強化し、区内貿易及び資金流動のバックグラウンドモニタリング能力を向上させる。同時に、税務、公安部門と共に自由貿易区の犯罪類型の研究強化に取り組み、密輸、税收违法の取締り強化に力を注ぐ。

(四)人民銀行は自由貿易試験区業務アンチマネーロンダリングの特別研修を強化し、アンチマネーロンダリングの法律法規の周知を強化し、自由貿易試験区の発展に有利となる法的環境作りを行う。同時に、リスクに主眼を置くという原則を全面的に徹底させ、各義務機関のアンチマネーロンダリング内部統制制度の構築及び実行の有効性に対する監督及び評価を強化する。自由貿易試験区マネーロンダリングのリスク注意情報を適宜公表し、アンチマネーロンダリング内部統制が充分ではない及びマネーロンダリングリスクが高い義務機関に対してアンチマネーロンダリング法執行検査を的確に展開する。

以上、本通知に従い実行してください。

中国人民銀行上海本部

2014年2月27日